

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、山海に恵まれた土地柄から、麦焼酎をはじめ地域資源を活用した食品関連産業のほか、農商工連携の6次産業化にいち早く取り組んでいる。また、日産自動車九州（株）、トヨタ自動車九州（株）、ダイハツ九州（株）などのカーメーカーが集積している北部九州に位置していることから自動車関連製造業企業が多く集積するなど農商工のバランスのとれたまちとして発展を続けている。

本市の平成24年の総人口は、60,142人であり、うち生産年齢人口は30,101人（構成比率50.0%）、老年人口は18,127人（構成比率30.1%）であったが、令和4年の総人口は、53,024人と7.5%減少し、さらに生産年齢人口は24,536人（構成比率46.2%）、老年人口は19,746人（構成比率37.2%）と高齢化の進行が顕著となっている状況である。

ハローワーク宇佐管内の有効求人倍率が令和4年度末には1.17倍となるなど、人手不足が深刻化する中、生産年齢人口の減少が顕著となる状況を踏まえると、当市の99%が中小企業であることから、その持続的発展のためには、効率的な生産・販売体制を整え、労働生産性を向上させることが重要である。そのため本計画により労働生産性の向上を図ることとする。

(2) 目標

平成30年4月1日施行の宇佐市中小企業・小規模事業者振興条例に基づき、市は中小企業・小規模事業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。このため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本計画期間中、60件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が連携し、本市の経済を支えている。それらの多くの事業の生産性を向上させるため、本計画における対象設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市は北部の海岸部から南部の山岳帯の間に平野や盆地があり、その地域資源を活用した様々な企業が広範囲に立地している。そのため、本計画の対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡る為、本計画の対象となる業種・事業は全ての業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、令和 5 年 12 月 15 日から令和 7 年 12 月 14 日までの 2 年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は 3 年間ないし 5 年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定しない。

(2) 公序良俗に反する活動、反社会的勢力との関係が認められる申請者からの計画は認定しない。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）が申請した計画は認定しない。

(4) 市税並びに上水道料金（簡易水道を含む。）及び下水道使用料（農業集落排水及び特定環境保全公共下水道を含む。）の滞納がある申請者からの計画は認定しない。

(5) 認定を受けた事業者は、導入促進基本計画の効果測定のために本市が実施する先端設備等導入計画の進捗状況調査について協力を行うこと。

(6) 太陽光発電設備については、市内事業所等の建築物の屋上等敷地内に設置するもので、電力を直接生産等に供するものに限り対象とし、売電を目的とするものは本計画の趣旨にそぐわないため対象外とする。